

都城市転職応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を一層推進するとともに、より多くの専門的な技術、技能又は知識を有する人材を呼び込むため、本市内の事業所への転職を機に本市へ転入する移住者に対し、予算の定めるところにより、都城市転職応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内の事業所 市内に所在する事業所のうち、雇用保険の適用事業所をいう。ただし、次のいずれかに該当する事業所を除く。
 - ア 国又は地方公共団体の事業所
 - イ 独立行政法人の事業所
 - ウ 家事サービス業に属する事業所
 - エ 外国公務に属する事業所
 - オ 性風俗営業又はインターネット異性紹介事業を営む事業所
 - カ 役員等が暴力団員である事業所
- (2) 転職 本市に転入する日から起算して12月前の日以降に、本市以外に所在する事業所を離職し、転入を機に市内の事業所に正社員（就労時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づく労働者をいう。以下同じ。）として継続雇用されることをいう
- (3) 転入 都城広域定住自立圏を構成する三股町、曾於市及び志布志市を除く市区町村（以下「都城広域定住自立圏以外の市区町村」という。）の住民基本台帳から本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (4) 移住者 本市に転入する前に2年以上継続して都城広域定住自立圏以外の市区町村に居住しており、本市が設置した移住相談窓口又は本市が実施する移

住・定住促進関連事業を活用することにより、平成29年4月1日以後に3年以上定住する意思をもって本市に転入する者をいう。

(5) 賃貸住宅 本市に所在する居住用の賃貸住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 社宅、官舎、社員寮等の事業主から貸与されている住宅

イ 市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅等の公的賃貸住宅

ウ 2親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(1) 転職を機に、定住の意思を持って本市に令和5年3月31日までに転入した者であること。

(2) 本市以外に本店を置く事業者においては、勤務地が本市内の事業所限定であることを条件として採用された者であること。

(3) 市内の事業所への就職日が、本市へ転入した日から起算して9月以内であり、申請日において市内の事業所に正社員として継続雇用されている者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(5) 公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者であること。

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていない者であること。

2 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する者（以下「補助対象者等」という。）が、移住や転職に際して、国、県又は市からの支援給付金又は補助金等を受けている場合は、補助対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 転居費

補助対象者等が本市への転入に際し、家財道具を運搬するため、引越業者に支払った費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、転入日前後60日間に発生した費用に限る。

(2) 家賃

ア 補助対象者等が賃貸借契約を締結した賃貸住宅に係る家賃（賃貸借契約書に規定されている月額賃料（共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費等の諸経費の額を除く。））の12月分とする。

イ 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象者等が締結した賃貸住宅に係る賃貸借契約の期間内であって、本市に転入した日が属する月の翌月の初日（以下「基準日」という。）から12月を限度（基準日以降に賃貸借契約を締結した場合は、当該契約を締結した日が属する月の翌月の初日から基準日の属する月から起算して12月目の末日まで）とする。ただし、補助対象期間内において、離職等により市内の事業所に正社員として継続雇用されていたことがない月を除く。

2 国、県又は補助対象者が転職した事業所から転居費又は家賃に対して別に補助等を受けた、又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助等の額を控除するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 転居費に対する補助金（以下「転居費補助金」という。） 補助対象経費の2分の1の額とし、その限度額は1世帯当たり40万円とする。

(2) 家賃に対する補助金（以下「家賃補助金」という。） 補助対象経費の2分の1の額とし、その限度額は1世帯当たり60万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 転居費補助金の交付を申請しようとする者は、転職応援補助金（転居費補助）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市内の事業所へ転職した日から120日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 本市に転入する前に2年以上継続して都城広域定住自立圏以外の市区町村に居住していたことが証明できるもの（戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し等）
- (3) 本市内に転職する前に都城広域定住自立圏以外の市区町村で就職していたことが証明できるもの（離職票、退職証明書等）
- (4) 採用及び各種補助等支給証明書（様式第2号）
- (5) 本市内を勤務地とすることを条件として採用されたことが分かる書類（雇用契約書の写し、労働条件通知書の写し等）
- (6) 雇用保険の一般被保険者として雇用されたことを証明する書類
- (7) 市税の滞納のない証明書
- (8) 引越費用の支払を証する書類
- (9) 就業状況及び各種補助等支給証明（世帯員）（様式第3号。補助対象者と同一世帯に属する者（以下「世帯員」という。）が引越費用を支払った場合に限る。）
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 家賃補助金の交付を申請しようとする者は、転職応援補助金（家賃補助）交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、本市へ転入した日が属する月の翌月から12月を経過した後30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により転居費補助金の交付申請を行った場合は、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 本市に転入する前に2年以上継続して都城広域定住自立圏以外の市区町村に居住していたことが証明できるもの（戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し等）
- (3) 本市内に転職する前に都城広域定住自立圏以外の市区町村で就職していたことが証明できるもの（離職票、退職証明書等）
- (4) 採用及び各種補助等支給証明書（様式第2号）
- (5) 本市内を勤務地とすることを条件として採用されたことが分かる書類（雇

用契約書の写し、労働条件通知書の写し等)

- (6) 雇用保険の一般被保険者として雇用されたことを証明する書類
- (7) 市税の滞納のない証明書
- (8) 賃貸借契約書の写し
- (9) 家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことが分かる書類
- (10) 就業状況及び各種補助等支給証明(世帯員) (世帯員が賃貸住宅の賃貸借契約を締結した場合に限る。)
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、転職応援補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、転職応援補助金交付却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第8条 補助金の支払方法は、確定払とする。

2 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、転職応援補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次に掲げる事由があると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付目的に違反している場合
- (2) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた場合

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月31日改正)

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都城市転職応援補助金交付要綱第3条第1項第3号の規定は、令和3年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、令和3年3月31日までに本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月27日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。